



実施期間 2017年12月1日～2018年4月30日 主唱：中央労働災害防止協会
後援：厚生労働省、協賛：労働災害防止団体等

安全衛生教育促進運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会（中災防）が提唱し展開している運動です。中災防では、「第12次労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度）や、平成28年10月に改正された国の「安全衛生教育等推進要綱」（平成28年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、厚生労働省の後援、業種別労働災害防協会や都道府県労働基準協会連合会等及び全国的な安全衛生関係団体の協賛を受けながら、この運動を展開していくこととしています。

正しい知識で 職場を安全・健康に！

事業場においては、機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによって安全対策が講じられています。しかし、実際に作業を行う労働者や労働者を指揮、監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることが出来ません。特に、危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで、作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。このように安全に関する知識を付与する安全教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

教育に実施に当たっては、それぞれの労働者の業務の内容に応じて、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、繰り返し、計画的に行っていくことが必要です。

実施者（事業場）が実施する実施する事項

- 1 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく計画的かつ効果的な実施
- 2 実施計画の作成、実施、記録保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- 3 安全衛生教育
 - ア 新入社員（パート・アルバイト・派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - ウ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - エ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許や技能講習修了者などの資格の充足
 - オ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進員、衛生推進員などの安全衛生業務従事者を選任・配置するための教育
 - カ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従事者への能力向上教育
 - キ 化学物資管理者教育
 - ク 健康保持増進措置を実施するスタッフ養成するための専門教育
 - ケ 経営トップに対する安全衛生セミナー
 - コ 管理職に対する安全衛生教育
- 4 自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- 5 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用